

秋田市商談会等出展支援補助金交付要綱

〔平成28年4月14日〕
市長決裁

（目的）

第1条 この要綱は、市内産の一次産品を有効活用した加工品の製造および販路拡大を推進するため、県外の商談会等に出展する市内の中小企業者等に対して、予算の範囲内で出展に要する費用の一部を助成する秋田市商談会等出展支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商談会等 県外において、商談又は取引先の開拓のために開催される商談会、展示会および見本市をいう。
- (2) 中小企業者等 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者および農業協同組合法で規定する農事組合法人をいう。

（補助対象者）

第3条 補助の交付を受けることができる中小企業者等は、次の各号のいずれにも該当する中小企業者等とする。

- (1) 秋田市内に本社又は主たる事業所を置き、市内産の一次産品を原材料の全部又は一部として使用した加工品の製造又は販売を行っていること。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 秋田市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付対象事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助対象者が、県外における商談会等（一般消費者に対し直接に販売する

ことを主な目的とする物産展等および本市が主催又は共催する商談会等を除く。)に出展する事業とする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象経費(以下「補助対象経費」という。)は、商談会等の出展に要する経費のうち、当該各号に定める経費(消費税及び地方消費税を除く。)とする。

(1) 出展料

(2) 展示装飾費

(3) 輸送費(保険料を含む)

(4) 広報物制作費(翻訳料を含む)

(5) 備品借上料

(6) 旅費(商談会等の開催会場までの最短経路による妥当な運賃で2人分まで。)

(7) 宿泊費(商談会等の開催期間中の前後日を含め1人1泊1万円で2人分まで。ただし、食費は除く。)

2 国、本市以外の地方公共団体、その他公的団体から前項に規定する経費について補助を受けている場合は、その分を差し引いた残額を補助対象経費とする。

(補助金の額等)

第6条 補助対象経費に対する補助金の額(以下「補助額」という。)は、補助対象経費の合計額の2分の1以内とし、30万円を上限とする。ただし、補助額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 秋田市長(以下「市長」という。)は、前項の規定により算定した金額の合計が当該年度の本補助金の予算を超過する場合は、前項の規定にかかわらず、補助額を減額して交付又は交付しないことができる。

(補助条件等)

第7条 同一の中小企業者等に対する補助金の交付は同一年度において1回限りとする。また、同一の中小企業者等が毎年度開催される同一の商談会等に出展する場合の補助金の交付は、通算して3回を限度とする。

2 本市の他の補助金および本市が補助する団体からの補助金の併給は認

めない。

(補助金交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次の各号に掲げる書類を添えて、秋田市商談会等出展支援補助金交付申請書(様式第1号)を、補助対象事業の実施の30日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の出展案内・パンフレット
- (2) 市税を滞納していないことがわかる書類
- (3) 補助対象経費の契約書、請書、見積書その他これに相当する資料の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定および通知)

第9条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、交付の可否および補助額を決定する。

- 2 市長は、前項の決定について、補助金の交付を決定した申請者(以下「補助事業者」という。)に対しては秋田市商談会等出展支援補助金交付決定通知書(様式第2号)により、補助金の交付を不可とした申請者に対しては秋田市商談会等出展支援補助金不交付決定通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(補助金交付の条件等)

第10条 補助事業者は、法令および関係規定を遵守するとともに、市長の指示事項を確実に履行しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助対象事業に係る帳簿および書類を、補助対象事業終了年度の翌年から5年間保存しなければならない。
- 3 市長は、前2項に定めるもののほか、補助金の交付決定に条件を付することができる。

(事業の変更又は中止)

第11条 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更又は中止しようとするときは、事前に補助事業変更承認申請書(様式第4号)又は補助事業中止承認申請書(様式第5号)を提出し、市長の承認を受けなければならない。

ただし、補助金の交付決定額に変更が生じない軽微なものである場合はこの限りではない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において理由があると認めるときは、第9条第2項の規定により通知した補助額等を変更し、補助事業変更・中止承認通知書（様式第6号）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業終了後30日以内に、補助事業実績報告書（様式第7号）を次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象事業の履行状況が確認できる写真

(2) 補助対象事業の領収書又はこれに代わるものの写し

(3) 前2号に定めるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定による提出期限が、第9条の規定により交付通知を送達した日の属する年度の3月31日を越えるときは、当該3月31日を提出期限とする。

（補助額の確定）

第13条 市長は、前条の規定により提出された報告等に基づき、事業結果を精査し、補助額を確定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助額を確定したときは、秋田市商談会等出展支援補助金確定通知書（様式第8号）により、速やかに補助対象者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第14条 補助事業者は、前条第2項の規定による通知を受けたときは、秋田市商談会等出展支援補助金請求書（様式第9号）により、市長に補助金を請求するものとする。

（補助金の交付）

第15条 市長は、前条の規定による請求書を受け取ってから30日以内に、これを審査し、適当であると認めるときは補助金を交付するものとする。

2 市長が特に必要と認めるときは、補助事業終了前であっても、補助金の概算払又は前金払をすることができる。

3 前項の規定により、補助金の概算払又は前金払を受けようとするときは、概算払（前金払）申請書（様式第10号）に所定の請求書を添付し提出するものとする。

（補助金の取り消し、金額の変更および補助金の返還）

第16条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、補助金の交付決定を取り消し、又はその額を変更することができる。この場合において、その取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金を他の目的に使用したと認められるとき。

(2) 提出した書類の記載事項が虚偽であると認められるとき

(3) 補助対象事業の履行が不正な手段によると認められるとき

(4) 前条第2項の適用があった場合において、補助対象経費に係る支出額が減少し、補助額が補助対象経費を上回ったとき。

(5) 前4号に掲げる場合のほか、この要綱の規定又は交付の条件その他法令に違反したとき。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月14日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。